

Homamar

向日葵

令和6年
第291号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

公益社団法人 東村山法人会 <https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



福寿草の花と北アルプス

主な内容

ちょっと知りたい税理士column……………	2-3	新春講演会実施報告／補助金・助成金勉強会実	
税務署だより……………	4-5	施報告／オンライン給与計算実務実施報告／	
署長インタビュー……………	6-7	立川都税事務所お知らせ……………	15
税の作文・法人会長賞受賞作品……………	8-9	法人会入会案内／新入会員紹介コーナー……………	16
税に関する絵はがきコンクール優秀作品／		人人……………	17
税の標語法人会長賞受賞作品……………	10	新年賀詞交歓会実施報告／	
わかりやすい事業承継／		法人会福利厚生制度受託会社コーナー……………	18
法人会税務セミナー案内……………	11	法人会行事のご案内／	
社労士コラム……………	12	ブロック・支部事業実施報告……………	19
会社紹介……………	13	レシピ……………	20
地域の名所／地域のイベント情報……………	14		

令和6年度 税制改正大綱を読んで。

昨年12月14日、2024年度(令和6年度)の税制改正大綱が発表されました。

税制改正大綱は、翌年の税制改正へ大きな影響を与えるため注目されています。

改正内容は、個人の定額減税に加えて、企業の設備投資減税や持続的な賃上げを促進する税制の拡充などが盛り込まれており、法人税率の見直しは見送りとなりました。

中小企業経営者が注目したい税制の改正点をピックアップしてお話します。

1 中小企業向け賃上げ促進税制は 拡充と延長

中小企業の賃上げを支援するため、賃上げ税制の税額控除率の上限が、かつてない高い税額控除率45%を実現するとともに、対象期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する決算期間へ3年間延長されます。

賃上げ促進税制は、青色申告法人が前年よりも給与・賞与などの雇用者給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税の額から税額控除できる制度です。

今回の改正で、注目すべきは、赤字企業も利用可能となることです。

中小企業を対象に前例のない長期となる、5年間の繰越措置が創設されました。

税額控除は、黒字で納税額がある企業においてしか利用できませんでしたが、賃上げをして企業努力をしても、納税額のない赤字企業では優遇措置を受けることができませんでした。

さらに、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援(「くるみん認定」)、女性活躍支援(「えるぼし認定」)に積極的な企業への上乗せ措置が創設されました。

2 法人版事業承継税制の 特例承継計画の期限は2年間延長

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者や相続人などが、中小経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式などを相続又は贈与によって取得した場合に、納税が猶予される制度です。

事業承継税制による納税猶予の特例を受けるために必要となる特例承継計画の提出期限が2年間(令和8年3月末まで)延長されました。ただし、特例の適用期限(贈与等を行う期限)は、令和9年12月31日のままで変更はありません。

留意すべきは、本制度を適用するためには

①令和9年12月末までに代表者を後継者に変更しなければならないこと、②後継者は、代表者に就任するまでに役員の就任から3年以上経過していなければならないことから、本年末までに役員に就任していなければならないことです。

3 中小企業事業再編投資損失準備金 (拡充・延長)

令和3年度税制改正で創設された中小企業事業再編投資損失準備金制度は、経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、一定のM&Aで取得した株式等の取得価額の70%相当額以下の金額(積立率70%)を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合、その積立金額を損金算入できるもの。5年間の据置期間経過後、積立金額の5年均等額を益金算入するものです(現行)。

令和6年度税制改正では、認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう認定プロセスを見直し、適用期限は3年間(令和9年3月末まで)延長となりました。

さらに、中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回のM&Aを集中的に後押しするため、産業競争力強化法において新設する認定を受けた法人に対し、新たな措置を追加。

中小企業への影響は・・・

税理士 祖田 定



具体的には損金算入される積立率の拡大(現行70% ⇒ 2回目90% 3回目以降100%)や益金算入開始までの据置期間を長期化(現行5年 ⇒ 10年間)することとされています。

4 交際費等の損金不算入制度 (拡充・延長)

交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準は、1人当たり5,000円から1万円に引き上げられます。

令和6年4月1日以後に支出する飲食費に適用されます。また、「接待飲食費の50%損金算入特例」と「中小企業の定額控除限度額(年800万円)の特例」の適用期限は令和9年3月31日まで3年延長することとされました。

5 定額減税の実施

中小企業経営者に知っていただきたい税制改正に「(所得税の)定額減税」があります。

定額減税は、デフレに後戻りさせないための措置の一環として実施されるもので、減税額は、令和6年分の所得税について、納税者(合計所得金額1,805万円以下《給与収入2,000万円以下》)と、配偶者を含めた扶養親族1人につき3万円、令和6年度分の個人住民税(所得割の額)について、納税者(合計所得金額1,805万円以下)と、配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の合計4万円となります。

定額減税の実施方法は、納税者本人が給与所得者の場合、所得税については、令和6年6月以降の源泉徴収税額から、控除しきれるまで順次控除していくのに対して、個人住民税については、令和6年6月分は特別徴収を行わず、「定額減税“後”の税額」を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均等に特別徴収していくこととされています。

また、中小企業庁では、毎年、中小企業税制をわかりやすく説明したパンフレットを作成・配布しています。zeisei_r5.pdf (meti.go.jp)

経営者の皆様におかれても、今一度適用できる制度がないか確認してみるとよいと思います。



中小企業庁
パンフレット
(令和5年度版)

最後に、1年間コラムを担当させていただきありがとうございました。

中小企業の経営者の皆様に、税に関する見識を少しでも高められたら幸いに思います。

Profile 祖田 定



国税OB。国税庁、国税不服審判所(課税処分の審査)、税務大学校(国際課税・所得税の研究・研修)、国税局(総務部・課税部)でさまざまな職務に従事。

その知識・経験を活かし、相続・事業承継・国際課税などオールラウンダー税理士として社会貢献。

■事務所 佐藤雅紀税理士事務所
(所属税理士)

■所在地 東久留米市大門町 1-2-32

■TEL 042-473-2222

■URL www.tokyo-satoukaikei.com

税 務 署 だ よ り



令和5年分の申告書の提出及び納付期限

所得税及び 復興特別所得税	令和6年3月15日(金)
贈 与 税	令和6年3月15日(金)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	令和6年4月 1日(月)

確定申告は自宅から e-Tax スマホとマイナンバーカードでさらに便利!

確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成!



画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了

作成コーナー



e-Taxの5つのメリット

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます



早期還付

(自宅e-Taxなら3週間程度で還付)



あなたの確定申告をサポートします

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■ 確定申告特集ページでは

確定申告に関する情報のうち、確定申告書作成コーナーなどへのリンクや申告書の作成に役立つ情報について掲載しています。

例えば、

- ① 医療費控除を受ける方へのご案内
- ② ふるさと納税をされた方へのご案内
- ③ スマホによる確定申告のご案内
- ④ 確定申告情報のご案内

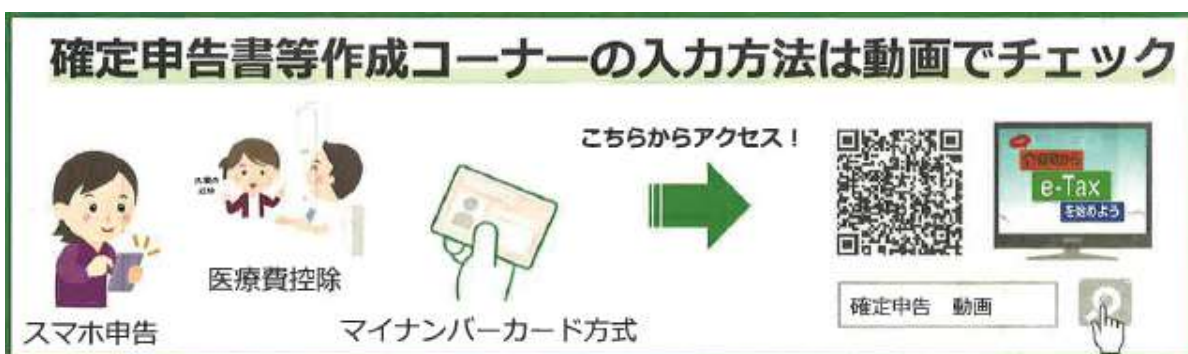
このほか、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。



■ 申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- 24時間いつでも使えます。
- 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- 作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。
- また、電子申告等データを作成すれば、e-Taxにより申告等を行うことができます。



法人会新春インタビュー

令和6年1月25日(木)昨年7月に就任された本橋東村山税務署長にインタビューを行いました。

東村山税務署長
本橋 稔



○千葉広報副委員長

明けましておめでとうございます。この度は、確定申告前のお忙しい中、お時間を頂きましてありがとうございます。藤島広報委員長が体調不良の為、本日は私の方からインタビューさせていただき、東村山法人会員や地域の方々に本橋署長をご紹介させていただきますので、よろしくお願いします。それでは、初めに、ご出身(生い立ち)について、教えて下さい。

○千葉副委員長

出身、おいたちについてお聞かせ下さい。

●署長

生まれも育ちも埼玉県さいたま市(旧大宮市)の「宮っ子」で、兼業農家の出です。

東村山市をはじめ多摩地区や城北地区(板橋区や練馬区)には、多くの同じ苗字(本橋姓)の方がいらっしゃるようで、所轄の税務署や関係者とお話をすると、よくこちら(地元)の出身ですかと聞かれます。本橋姓は、いずれもかつては農業に従事している方が多いようで、私の地元にも親戚ではないですが、農業を営む本橋姓がかなりいます。

小中学校は地元の公立で、生徒会長も務めました。高校は、県立春日部高校という男子校で鍛えられました。今でも、同期会と称して40~60人程度、年に数回、会合を設けています。法曹の道に進みたいと1浪の後、大学は法学部を選びました。



署長室でのインタビューの様子

○千葉副委員長

国税を選んだ理由、きっかけをお聞かせ下さい。

●署長

私が大学を卒業する昭和62年は、バブルの真ただ中で就職に困ることはなかった頃です。就職協定ができた年で、表面上、青田買いなど禁止でしたが、大学4年の5月頃には、周囲を見渡しても余裕で内定をいくつももらっている学生ばかりの状況でした。私も大手通信事業会社、交通事業会社や総合証券会社などから複数内定をいただいておりましたが、大学4年間アルバイトをしていた百貨店業界だけは避けていました(笑)。

公務員も受けてみるかと申し込む段階で、友人とともに国家公務員や地方公務員とかのパンフレットを入手しました。この友人の先輩が国税に入ったというので、友人に誘われて一緒に国税を受けたのがきっかけです。(残念ながら、友人は国税不合格でした)

合格発表があった後に、民間か公務員か迷っておりましたので、大学のゼミの教授に相談しましたところ、「国税に行きなさい。あそこはおいしい日本酒がたくさん飲めるから。」と勧められたのが判断材料です。後から知ったのですが、この教授は、国税の地方研修所で民法の講義を受け持っていたことにも驚きでした。

○千葉副委員長

管内の印象や署長としての抱負を教えてください。

●署長

令和2年に向島税務署で、署長を務めましたが、当時はまだ新型コロナウイルスの感染が蔓延している頃で、関係団体の皆さんとの交流がストップしている時でした。衝立越しに黙食する、懇親会は全面中止、書面持ち回り決裁など、まったく交流機会のない時期でした。今、5類移行に伴い、感染予防に配慮しつつも、こうやって直に意見交換ができるようになって、大変うれしく思っています。

東村山署は、管内に5市を抱える大変規模の大きい署です。所得税の確定申告者数は全国4位にありますが、まだまだ人口増に繋がる広大な土地

と便利な交通網に恵まれており、今後も成長が期待できる地域だと感じております。

署長としての抱負を述べますと、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすことに尽きると考えております。そのためには、経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の方々の利便性向上のため、絶えず進化し続ける組織でなければなりません。加えて、職員には、一人ひとりの多様性を尊重しつつも、チームワークで高いパフォーマンスを発揮できるよう、明るく風通しの良い職場環境の醸成に努めています。

○千葉副委員長

租税教育の重要性についてどのようにお考えでしょうか。

●署長

先ほど申し上げた国税庁の使命を実現していくためには、次代を担う学生や生徒、児童に、租税の意義や役割を正しく理解してもらうことが、極めて重要なことと考えております。

租税教育は、昭和25年に国税庁が高校生向けの租税教育の補助教材を刊行してスタートしたと聞いております。その後、関係民間団体、税理士会や教育関係機関の協力を得て、租税教室の開催が各地で広がり、昭和43年の小学校の学習指導要領で初めて「税」に関する記載がされて以降、今では、小中学校の各学習指導要領に租税に関する記述がされ、学校教育の必須の学習項目になっています。

そして、租税教育の環境を整備し、租税教育の充実を図るため、国税当局、地方公共団体、教育関係機関、税理士会及び関係民間団体等を構成員とする租税教育推進協議会が設立され、これを軸に各種取組みが実施されております。

東村山法人会の皆様には、小学校での租税教室の講師派遣、多摩六都科学館での租税科学教室や絵葉書コンクール等の開催など、租税教育事業に積極的に取り組んでいただいております、心より感謝申し上げます。

新型コロナ以降、働き方や価値観も大きく変わってきたと言われますが、租税教育自体、その意義は変わることはなく、むしろシェアリングエコノミーの進展等により申告納税手続きを必要とする納税者は今後も増えていくと思われるので、租税教育の重要性はますます高まるものと考えております。



千葉広報副委員長

本橋署長

これからも引き続き、租税教育の充実に、ご支援・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

○千葉副委員長

座右の銘についてお聞かせ下さい。

●署長

組織に長くおり、自分自身が痛感し肝に銘じている格言なのですが、これを目にしたのは、十数年前に新聞に掲載された社説なのです。今でも、その新聞記事を職場の机の上に挟んでいるのですが、「1年先を楽しむには畑に種を蒔き、十年先を楽しむには山に木を植えよ。そして、百年先を楽しむなら人を育てよ。」という管仲の言葉です。人材育成は、時間・手間がかかりますが、組織にとっては重要なこと、このためには、労を惜しまず丁寧にしていきたいと肝に銘じております。

○千葉副委員長

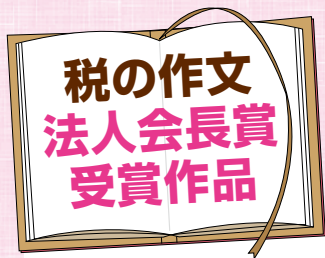
法人会に期待することは何でしょうか？

●署長

東村山法人会の皆様におかれましては、各種研修会やセミナーをはじめ、各市で開催される市民まつり・産業まつりでの税金クイズの実施、多摩六都科学館での租税教室の開催、租税教室への講師派遣など、幅広い活動を積極的に展開されております。

これらの活動は、地域企業・地域社会における税知識の普及、納税道義の高揚に大きな力となっているものと認識しており、法人会の皆様のご尽力に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

税務行政を円滑に実施していくためには、地域に密着した活動を行う法人会の皆様との信頼関係をより強固なものにして、皆様の活動に対しまして積極的に支援させていただきましますので、今後とも幅広い活動を展開されますことをご期待申し上げます。



多摩武蔵納税貯蓄組合連合会が主催している中学生の「税についての作文」作品集から令和5年度「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品をご紹介します。



税とは何のためにあるのか

東村山市立東村山第5中学校 3年 山崎 玲 さん

税とは何のためにあるのか

僕は、今日本全体で税について考えるべきだと思う。

そう思ったきっかけは、ある日スウェーデンに住む親戚がやってきた時だった。ちょうど日本の消費税が10%に上がった時だったので、消費税の話が上がった。誰かが帰国してきた伯父さんに「消費税が20%って大変じゃない?日本だと10%で騒いでいるけど、スウェーデンはどうなの?」とたずねた。すると伯父さんは「そうでもないよ」と言った。皆は驚いたが伯父さんは続けた。伯父さんによると商品の値段は日本より高くなるらしいが代わりに保障が充実しているらしい。例えば、けがや病気の時、大抵は治療費のことを気にせず済むらしい。スウェーデンの人々は、払った分の税金が、ちゃんと自分たちのために使われている、つまり返ってくるという感覚を持っているらしい。

僕はこの話を思い出して、日本はどうだろう思った。よく「税を負担する」3という表現がある。これを言い換えると「税を払わされる」と考えることができる。この考えは正しいのか。もし間違っているのなら、「負担する」という言葉は使わないと思う。一方、スウェーデン人は「税を預ける」と考える。払った分がちゃんと自分のために使われているという感覚があるからこそこの考えだ。しかし、日本の負担の表現だと、払ってそれっきりの感覚になってしまっている。

だから日本はもっと人々に支援を行き渡らせるべきだ。日本には世界最高峰の医療技術・設備がある。そのために消費税の引き上げを行ってもきりないと思う。そうすることで、効率良く医療技術を使えたり、給食費、教育費の無償化も実現できると思う。特に後ろは、日本の国家問題の一つ「少子化」対策につながると思う。子育ての費用が高すぎるという大きな障壁が崩れるからだ。

もちろん問題も起こると思う。

大きな問題として引き上げの反対がある。これはしょうがないことだ。大きな変化が起こる場合、反対はつきものだ。しかし、そんなことを恐れている場合ではないと思う。また、変化をあたえることで、いちいち丁寧に説明する必要もないと思う。メリットがデメリットを上回っているから変革を行うのであってデメリットが全くない変革など存在しないからだ。だから、税率を上げて国民のために使っていると、行動しなければならない。国の福祉に効果が表れれば、反対の声もかなり減るだろう。

税とは国家維持するため、つまり国民を守るため、支援するために作られた。しかし、今の日本国民はそんな感覚がうすまっている気がする。だから税を何に使っていくか、国や専門家だけでなく、日本国民全体で考えてみる必要があるだろう。より明るい日本のために。



税金で笑顔の花を

創価学園創価中学校 2年 鈴木 彩香 さん

私は一年前、学校の探求授業で韓国の経済格差に目を向け、レポートを書きました。そして韓国の経済を調べていくうちにある記事に出会いました。それは、「韓国、所得税の最高税率を四十五パーセントに引き上げ」という記事です。近年、日本でも税率が高くなっているが何に使われているのか気になり、調べてみることにしました。

私は小学五年生のときに、税金の使い道について習いました。そのころは、社会保障に一番使われており、老後の安定した生活や、健康で文化的な社会の実現のための費用だから、子供はあまり関係ないと思っていました。また、日本では少子高齢化が進んでいるため若者の負担が大きくなることを聞き、税金って私達に得ないじゃんと思っていました。しかし、教育を受けるための費用も税金でまかなわれており、図書館があるのも税金のおかげだと知り、感激したのを覚えています。私は現在と昔で国の歳出がどのように変化したかに着眼点をあててみました。すると、数年前より防衛費の割合が高くなっていることに気がつきました。今はウクライナ戦争も続いており、いつ終わるのかもわからない状況で、世界で協力しないといけないうえ、防衛費の増額は仕方ないなと思いました。しかし、もし戦争がなく平和な世の中だったら、世界でもっと助け合えるし、余ったお金を人々の幸せのために使うことができるのになと思うことがあります。お金の使い方に正しいや間違いはないから、とても難しい問題だなと思いました。先日の隅田川花火大会では沢山の人が夏を満喫していました。その裏で、打ち上げ花火の経費や、警備費、救護所のテントや仮設トイレの設置などなど経費がかかっていました。総予算は約一億五千万円でそれらは地元自治体の支出だったそうです。一億円近くの税金が投入されたとニュースで目にしました。花火大会を開催するだけでもこんなに費用がかかるんだと驚きましたが、花火に心を打たれ人も大勢いて、これこそ良いお金の使い方だなと思いました。

私は改めて私達の生活は税金に支えられているなと思いました。しかし、税金の使い道が必ずしも妥当ではないと思います。だから私たちは税金について無関心になるのではなく自分ごととして、向き合わなければならないなと思いました。



世界の税金事情

西東京市立青嵐中学校 3年 宇田 莉乃 さん

これは父が昔アメリカにいた時の話だ。

「友人が急に倒れてすこし騒ぎになった。まだアメリカに来たばかりだった父は、携帯電話を取り出し救急車を呼ぼうとした。しかしその場にいたアメリカ人に止められたのだという。幸い友人はすぐに回復し、命に別状は無かったそうだ。ことがおちついた後、止めたわけをその人に尋ねると『当たり前だろう、救急車は高いんだ。君やその友人にお金は払えるのか?』とさも当然かのように言われたそうだ。当時学生だった父は確かにと納得し、その件は終わった。」

この話を父から聞いて疑問を持った私は最速実行に移した。なぜアメリカは救急車を呼ぶのに高いお金がかかるのか?ではなぜ日本は無料なのだろう?インターネットを使うと答えはすぐ目の前に現れた。

まず、アメリカではそもそも医療費が高い。それはアメリカが低負担、低福祉と呼ばれているのにも関係している。国民の税負担が低いかわりに福祉はあまり充実していない。国ではなく、自分が払うことが多いのだ。実際にアメリカで救急車をよぶと最低でも約4万円かかる。さ

らに移動距離によっても金額は変わり、いろいろ上のせされると百万は優に超えることもあるようだ。これでは、父のことを止めてくれたアメリカ人には感謝せざるを得ない。日本の感覚は国が変わると命とりになりうるのだと改めて感じた。これは私の肝に銘じておくことにした。

このように、日本では救急車は無料という感覚が強い。日本国籍でなくても無料だというから驚きだ。だからこそその問題も最近はおきているわけだが…。とにかく、日本の救急車が無料なのには税金が関係していると分かった。国民一人一人が納めた税金が巡り巡って救急車の無料につながっているのだ。

さらに調べていくと様々なことが分かってきた。救急車が税金によって賄われている国は非常に少ないこと、国によって救急車を一回よぶにあたってかかるお金はちがうことなど。また救急車の値段の決めり方も国それぞれだった。私は、国によって税金の使われ方、国民負担率などがさまざまだからだろうと考えてみた。

世界の国々の税金事情を、このような形で知るとは思っていなかった。父の体験談から始まったが、調べて知るという良い機会になった。これを通して私のなかに芽生えたのは選択の基準だった。将来外国に住んでみたいと思っていたが、どの国の税金の制度が自分にあっているのか、という点で選ぶことも大切なだろう。高負担、高福祉をとるか、低負担、低福祉をとるか、はたまたもっと違う制度をとるか、選択の自由なのだ。

税に対する様々な意見

東久留米市立大門中学校 3年 成田 寧彩 さん

人々にとって税金とはとても身近にあるものです。例えば、消費税や所得税、住民税など多くの種類があります。特に消費税は年齢関係なく子供から大人まで全ての人が払わなければいけないものです。

以前、私は、テレビやインターネットで脱税というのを見かけました。脱税とは一体どういう事なのでしょうか。脱税は、偽りやその他不正行為によって納税を免れる行為のことです。私がテレビで見たのは、あるお笑い芸人の方が三年間にもわたって合計一億円超の税を払っていない、というものでした。お金を稼いでいる分、所得税も多いため、脱税をしている芸能人の多くいるそうです。所得税については、いろいろな考え方があり、賛否両論もあります。所得税の基準も変わってきたり、時代に合わせて税のあり方も変化してきているのです。

所得税は、収入の高い人が多く払うのですから、私は平等だと思っています。でも実際収入の高い人からしたら、何でがんばって稼いだお金なのに、とってしまうでしょう。逆に、収入の低い人からしたら、たくさん稼げているのだから、多く払って欲してもよいじゃない、と思う人がほとんどでしょう。これらの意見に正解はないと思いますが、脱税などを減らしていくためにも両方がなるべく納得する形で改善していく必要があるでしょう。

では、どのようにして脱税を減らしていくべきなのでしょう。私は、所得税の基準を下げる、つまり少しでも払う所得税を少なくするしかないのかなと思います。しかし、私のこの一つの意見でも多くの人が納得や賛成するわけもなく、やっぱり改善していくためにはたくさんの人の意見が大切であり、それが一番の解決だと私は思っています。

ここまででは所得税と脱税について述べましたが、私たちににとって一番身近であるとも言える消費税にもいろいろと問題はあります。消費税は昔に比べると、どんどん上昇してきています。すると、私たちの生活も少しずつ苦しくなっているのが現状です。例えば、元の消費税を含まない値段が安い物だったら消費税が11%から10%に上がってもそこまで変わりはないですが、消費税を含まない値段が高価な物になると消費税が11%から10%に上がっただけでも値段が大幅に変わります。だからといって、国の財政的にも消費税を下げるわけにはいなく、むしろそれだけで考えると今よりさらに上げなくてはならない時がくるかもしれません。

このように、税金には色々な種類があり、それぞれに問題点があります。これから、一部のだけでなく国としての意見も、国民である人々の意見もすべてふまえた上で税を上げるなり下げるなりしてより良い方向につなげていけるのが理想だと思いました。

「税金」への向き合い方

清瀬市立清瀬第4中学校 3年 松島 光 さん

ふと、ニュースで耳にする機会があった。『税率、10%から引上げ??』と、というようなタイトルだ。当初、あまりそのような話題に興味を抱くことはなかったが、ほとんどの場合に、今後の人生で理解しなければいけない問題なため、配布されたプリントと共に、ネットで調査を行った。

税金とは、とても不思議なものだと、私は思っている。まず、税金を増やすということに関して、私はそれほど反対という訳ではなかった。その理由は、決して日本全体や、自分の未来への影響を考えてのものではなく、むしろ無知な子供であるが故の考えだった。私だけではないだろうが、ほとんどの子供はまともに『金』というものに触れることはない。バイトや仕事ができない私たちの、自由に使える財産は、身近な人からのおこずかいだけだ。私の家では、月に千円を貰うことができる。すると、私の中での『金』は、タダで得るものになる。対価が全くないため、私に利益がマイナスになることはないのだ。何と言っても、親が子供に与えた金で生活をさせるということは聞いたことが無いはずだ。その時点で、子供の『金』への価値はかなり雑なものになる。金は、欲しい物が価値の基準と変してしまうのだ。結果では少ないが、どうしてもその『税金』を考えることは難しい。私が税を賞賛するだけの作文を書きたくなかった、私のあがきともいえるが、やけに作品の中に、税への応援が多かったり、あやふやな表現での締めが過半数なのは、そういうことが原因なのでは?と考えている。事実、税の作文で上にのっているものは、『税のおかげで何らかのプラスの利益が起こったもの』が多い。皆が見ている情報が、いかに目先のものだということから分かるだろう。税金というものは、本来すべての人間ができるだけ公平になるように財産や収入を分け、国がさまざまな社会保障の財源になる。その中には確かに得をした人間がいる。切り取った一コマの中に確かに存在している。しかし、子供にはそこまでしか見ることはできない。幸せな家庭の周りにしているであろう。苦しむ人々が見えないのだ。何を言っている?と思うかもしれない。しかし、その苦しみを社会から取り除こうとすれば、また税金が必要になる。本当に納税が何もかも正しいのならば、このような矛盾をどう乗り越えていくのか、減税でもすればいいのか考えるべきだ。中学生でも、無責任に「税金は良い!」と作文に書く同年代は、この点を考えて物を言っているのか。コピを売っているだけか甚だ疑問だ。

税が増えれば、人々は不満になり、金を節約する。すると何も変わらない。かと言って税を下げると、物を買ってもらっても、今まで通り国に金は入らない。どちらにせよ、不満や欲が一定の人間から出るのは間違いない。私は、一面だけを美談として語ることがなくなれば、また正しい見解も生まれると思う。

税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのか。ということを知っていただき、理解と関心を深めていただくため、女性部会が小学生を対象に実施している事業です。

今年度は、8の小学校から163作品ものご応募をいただきました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

また、入選作品は、東村山税務署の本館1階受付※1、及び立川都税事務所等ロビー※2にて展示されます。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。

※1 確定申告の期間中(2月16日から3月15日)は、確定申告会場にも掲示されます。

※2 掲示期間：令和6年1月4日より令和6年3月31日まで(予定)

掲示場所：①立川都税事務所
②小平都税支所
③府中都税支所

選考状況

法人会長賞



黒澤 零 さん
(東村山市立回田小学校)

最優秀賞



浅野 ゆな さん
(東村山市立回田小学校)

女性部会長賞



山本 慶士郎 さん
(東村山市立回田小学校)

税務署長賞



山川 真央 さん
(東村山市立回田小学校)

都税事務所長賞



坪谷 瑠奈 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



池田 陽菜 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



井上 峻 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



河内 佳奈 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



妹尾 南々海 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



平野 愛紗 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



津村 華衣 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



橋本 結衣 さん
(西東京市立東小学校)

優秀賞



加藤 未澄 さん
(東久留米市立小山小学校)

優秀賞



佐藤 琴音 さん
(清瀬市立清瀬第七小学校)

優秀賞



吉田 紗雪 さん
(新座市立新堀小学校)

税の標語 法人会長賞受賞作品

東村山間税会が募集した「税の標語」の選考の結果、左記の作品を令和5年度「東村山法人会長賞」に決定しました。その作品をご紹介します。

税が作る

国の未来と みんなの笑顔

東村山市立東村山第4中学校 3年

北野 優花 さん

新時代 税の絆で きりひろく

小平市立小平第6中学校 1年

岡崎 耀太郎 さん

税金で

施設守られ のびのびスポーツ

西東京市立田無第4中学校 1年

谷口 つぐと さん

インボイス制度

はじめの一步 踏み出そう

東久留米市立西中学校 3年

島辻 優輔 さん

税金は 命やくらし 支えてる

清瀬市立清瀬第3中学校 3年

矢田 陸真 さん

第18回

わかりやすい

事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

令和6年1月1日、石川県の能登地方を中心として大きな地震が発生しました。コロナ禍が収まりつつある中で、再びの大規模自然災害が何とも悔し、悲しい出来事だと思えます。被災地の日も早い復興を祈念したいと思います。

さて、前回からは、9月に文春オンライン版で話題になった「ジャニーズ事務所も適用している事業承継税制」について、ジャニーズ事務所（以下当社）を事例として数回に分けて、再度要件を確認していきます。

2回目の今回は、前回も少し触れた代表取締役の変遷について詳細にみていきます。先代である故ジャニー喜多川氏（以下ジャニー氏）から後継者であるジュリー景子氏（以下ジュリー氏）への株の承継について、相続による承継では、後継者が相続時に少なくとも役員である必要があり、且つ、相続発生後5か月以内に代表取締役に就任する必要があります。（贈与の場合には、後継者は贈与時代表取締役に就任している必要があり、且つ、贈与時から遡って3年以上役員である必要があります。）

時期	ジャニー氏	メーサー氏	ジュリー氏	伊豆屋氏	矢野氏	白倉氏	小島氏
1975年1月	代表取締役	取締役					
1986年7月	代表取締役	取締役		取締役	取締役	取締役	
1996年3月	代表取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	
2000年5月	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	取締役	取締役	
2006年12月	代表取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	
2014年1月	代表取締役	代表取締役	代表取締役	取締役	取締役	取締役	
2014年3月	代表取締役	代表取締役	代表取締役	取締役	取締役	取締役	
2019年7月	死去・辞任	代表取締役	代表取締役		取締役	取締役	

一貫して役員であり、要件は十分過ぎる程満たしています。

ちなみに、株を譲った先代（贈与・相続共）が代表を辞任していても、後継者の他に代取がいても事業承継税制の適用は可能です。

次に、3つ目の要件である会社要件についてみてみます。

まず、当社が「中小企業基本法（以下基本法）」上の「中小企業」に

該当するかをみてみます。事業承継税制の中小企業の線引きは、よく言われる税法の1億円の線引きではなく、基本法に則り判断します。

当社はサービス業にあたります。且つ、報告書によると従業員数は190人、当社HPには210人とあります（従業員とは健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の加入者から役員を引いた数を指します）。

この場合、基本法では、「資本金要件」と「従業員数要件」の二つの中から、どちらか枠内に収まっていたら中小企業とみなされます。（上記図表参照）

基本法上、サービス業は資本金要件5,000万円以下、又は100人以下となっています。当社は従業員数が190人～210人いますので、従業員数要件では要件を満たしませんが、当社の資本金は、報告書（当社HP共）1,000万円となっており、資本金要件で中小企業と認められます。

<以下次号へ続く>

プロフィール

（執筆）
中小企業診断士

しょうこう さとる
上 甲 寛



事務所

株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号S&Sビル2階
TEL ▶ 03-5227-3601 / FAX ▶ 03-5227-3604
E-mail ▶ joko@kokudokoue.co.jp
http://www.kokudokoue.co.jp/



法人会税務セミナーのご案内

《会場》
東村山法人会館

参加費無料!!
要申込

セミナー名	月日(曜日)	時 間	セミナー名	月日(曜日)	時 間
決算法人説明会	令和6年 3月 5日(火)	13時～15時30分	決算法人説明会	4月 3日(水)	13時～15時30分
税務教室「決算書作成講座」	3月12日(火)	14時～16時	決算法人説明会	4月 4日(木)	13時～15時30分
新設法人説明会	3月27日(水)	13時～15時45分	税務教室「法人税の基礎」	4月11日(木)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。※税務教室はタイトルが変更になる場合がございます。※会場にエレベーターはありません。

申込はお電話で承ります。▶▶▶ ☎042-394-7654

ご案内

事業承継個別相談会（法人会員限定）

- 日時：令和6年3月13日(水)、4月17日(水) 13時～16時 事前予約制
- こんなお悩みをお持ちの方は是非ご相談ください。中小企業診断士の先生がご相談します。
- コロナ禍で事業承継が不安だ
- 事業承継で誰にも相談できない
- 事業承継で具体的に何をしたら良いかわからない
- 自社株の贈与(相続)の仕方がわからない

■お問合せ・お申込は
事務局 ☎042-394-7654

■詳しくは同封のチラシをご覧ください。



参加無料

ご案内

インボイス制度説明会

① 説明会の主な内容 インボイス制度の基本的な仕組み

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先(東村山税務署)まで申込みをお願いします。
- なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

② 説明会の日程

- 説明会の日程：
令和6年3月28日(木)
9時30分～11時または14時00分～15時30分
- 申込先：東村山税務署 法人課税第1部門
☎042-394-6811(代表)(内線313)
- 定員：20名

参加無料

ご案内

定額減税説明会

令和6年度税制改正法案が成立した場合に令和6年6月から実施される予定の定額減税について、給与支払者を対象に、定額減税説明会を開催します。

- 日時：令和6年4月17日(水)、5月8日(水)〈午前の部〉10時～11時30分〈午後の部〉13時30分～15時
- 定員：30名(先着順) ■お問合せ・お申込は、事務局 ☎042-394-7654 ■詳しくは同封のチラシをご覧ください。



参加無料

ご案内

源泉所得税実務研修会

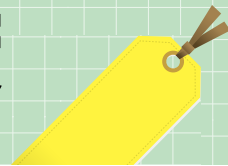
源泉所得税の基礎から応用までを、税務署担当官が、問題演習と解説講義形式で行います。新任者の方も実務経験者の方もご参加ください。三密防止等を図り開催します。

- 日時：令和6年5月17日(金)14時～16時 ※電卓をご持参ください。
- 定員：20名(先着順) ■お問合せ・お申込は、事務局 ☎042-394-7654 ■詳しくは同封のチラシをご覧ください。



参加無料

建設業の 2024年問題対策



建設業の2024年問題とは、2019年に施行されるも時間外労働の上限規制の5年間猶予期間が満了となり、2024年4月1日から「働き方改革関連法」が適用されることにより、建設業が抱えると予想される様々な問題のことを指します。この法律の適用により、建設業の人手不足問題が深刻化し、人件費が増大することが予想されます。また、違反した場合は罰則が適用されます。

具体的な対策としては以下のようなものがあります。

- 1 職場環境の改善**：社内で**コミュニケーションを促進**し、問題を早期に解決できる環境を作ることが重要です。**また、業務を均等に振り分け、過度な労働を防ぐ**ことも必要です。
- 2 労務管理の適正化**：建設業は社内・在宅・現場というように勤務場所が複数あり、労働時間の把握が難しい業種です。**適正な労務管理**をすることが時間外労働の削減につながります。
- 3 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進**：**ITツール等を有効活用**してムリ、ムダ、ムラを省いて労働生産性の向上を図ることが必要です。
- 4 工期の見直し**：土交通省は「**建設業働き方改革加速化プログラム**」を策定し、建設業に向けて働き方改革を実現するための具体的な施策を提案しています。その一つが「週休二日制」の導入で、工期の見直しを行い、**4週8休**を実現することとしています。

建設業が時間外労働の上限規制に対応するための最も重要なポイントは、月45時間の上限への適応で、改正労働基準法においては、月45時間を超過するための特別条項を適用したとしても、月45時間を超えられるのは年6か月までと定められています。建設現場において、土曜日が作業日となっている場合には、単純計算で32時間(8時間×4日)の時間外労働が自ずと発生することになり、月45時間をクリアすることは非常に困難です。したがって、上限規制に対応するためには、4週8閉所(少なくとも4週8休)を実現することが不可欠であり、時間外労働の削減と週休二日推進は車の両輪として一体的に取り組まなければならないことになります。

- 5 時差出勤、テレワーク、時間年休、異動時休暇の取得等**、現場状況に応じた勤務形態による勤務時間の効率的運用が必要です。
- 6 人出不足対策として、作業内容により障害者、高齢者、外国人労働者の採用や兼業者等のダブルワーカー等の登用も選択肢となります。**(障害者、高齢者、外国人、ダブルワーカーに関連する法律も改定されています。)

これらの対策は、建設業が2024年問題に対応し、労働環境の改善と生産性の向上を図るためのものです。これらを理解し、適切に対策を講じることが求められています。

※3月8日(金)に「建設業のための労務管理セミナー」を法人会館で開催します。
詳しくは同封のチラシをご覧ください。

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし)

2024年2月1日現在



石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、
ワンストップソリューションサービスチーム主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ) 会員

略歴

- 昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- 保有資格 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
- 平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事務所

- 所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- TEL 090-1738-7991
- e-FAX 050-3133-0539
- e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
- HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

会社紹介



Company introduction

株式会社 ツインキールズ

- ▶ 代表取締役 赤星 良平
- ▶ 所在地 東久留米市滝山4-1-40
- ▶ TEL 042-420-6548 ▶ FAX 042-420-6549
- ▶ 所 属 東久留米第2支部



代表取締役 赤星 良平

株式会社ツインキールズは、医療法人五麟会グループの介護事業部門として2018年に東久留米市滝山を本社として分社化されました。『アルゴ』の名称で地元の皆様に親しまれ、デイサービス3事業所を中心に訪問介護・居宅介護支援事業所等を東久留米市内に展開しております。

私たちは、『ウェルビーイングの追求』を経営理念に掲げ、利用者さんだけでなくそのご家族、従業員だけでなくそのご家族、そして事業を営むこの地域のすべての方々の健康と幸せを実現するべく、『介護と医療で地域を支える縁の下』の力持ちをモットーに事業展開してまいりました。2本柱である医療事業・介護事業だけにとどまらず、地域住民の皆様方がいつまでもどのような状態になっても住み慣れた地元で安心して暮らし続けられるよう、デイサービスに地域コミュニティの創出を目的とした喫茶店を併設、子ども向けの駄菓子屋や高齢者向けのフィットネスも滝山の商店街に開設しました。デイサービスの休日は地域の方にスペースを開放したり、送迎車両をレンタカー



▲老人ホームアルゴの家



▲アルゴ式番館四番館



▲アルゴ式番館四番館内部



▲アルゴ式番館&喫茶店



▲スタッフの様子

登録して貸し出したり、独自のボランティアポイント制度を確立して地域住民に運営に参画してもらったりなど、地域貢献・介護予防につながる付帯事業にも積極的に取り組んでまいりました。

2023年11月には東村山市恩多町に広域型のデイサービス『アルゴ式番館・四番館』を開設、2024年2月には弊社で初めての障害福祉事業『就労支援事業所アルゴ』（就労継続支援B型）を東久留米市八幡町に開設予定。ここでは仕出し弁当の製造・販売・配達を生産活動として地域の引きこもり人材等の社会復帰支援にも取り組んでいきます。今まで培った経験や地域との関係性をフルに活用して、障害をお持ちの方々の活躍の場を広げ、障害者と地元企業がWIN-WINになる就職のお手伝いまで発展させていきたいと思っています。

今後も法人会の活動に積極的に参加しつつ会員や地域の皆様とのご縁を広げ、共に地域貢献活動に努めてまいりたいと思います。

地域の名所

清瀬 清瀬中央公園

清瀬中央公園は西武池袋線清瀬駅南口から徒歩15分、清瀬市のほぼ中央に位置する都市公園で、テニスコートやゲートボール場があり、子どもから大人まで幅広い年齢層の方々のいこいの場・スポーツの場として親しまれている公園です。

かつてこの地には昭和6年10月に開院された「東京府立清瀬病院」があり、清瀬における結核治療の歴史が始まりました。その後、「国立療養所東京病院」と名称をかえ、昭和45年におきた火災が要因となり、清瀬病院の歴史に幕が下りました。

昭和45年に中央公園の第一期増築工事完了。昭和47年に市民プールがオープンし、平成8年まで利用されました。昭和49年に清瀬市名誉市民の彫刻家、澄川喜一氏制作による「平和の塔」が完成。昭和62年に結核と闘った医師や看護師、元患者らの手によって建立された「清瀬病院の記念碑」除幕。平成25年、俳人「石田波郷句碑」除幕。

主なイベントとしては、清瀬銀座会主催による納涼盆踊り大会が開催されております。清瀬市は、これまで清瀬駅南口になかった児童館の整備に際して、清瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備を一体的な整備も含めて計画しています。



■施設案内 すべり台・ブランコ・スプリング遊具・砂場・
水飲み場・ベンチ・パーゴラ・トイレ
■面 積 16,042.96㎡

■住 所 東京都清瀬市梅園一丁目613
清瀬市指定文化財(旧跡)清瀬病院跡地となっております。
■指 定 日 平成28年9月23日

東村山市

地域のイベント情報

西東京市

小学校社会科見学対応展示 「むかしの暮らしと道具」

小学校3・4年生の社会科見学にあわせて、「電気やガス、水道のないころの暮らし」と「高度経済成長期のころの暮らし」のコーナーに分け、その当時に使われていた生活道具や写真などを展示します。

- ✿ 展示期限：3月8日(金)まで
- ✿ 時 間：午前9時30分～午後5時
※入館は4時30分まで
- ✿ 会 場：ふるさと歴史館特別展示室
(東村山市諏訪町1-6-3)
- ✿ 問合せ：ふるさと歴史館
☎042-396-3800

平和への願いを込めて

❖「平和のリング」修復記念イベント

“一人一人が平和を支える担い手となる”との願いが込められた、田無駅北口にある「平和のリング」が修復され、点灯を再開します。これを記念し、平和に関するイベント等を実施します。

✿ 日付：2月23日(祝)

①【講演会】西東京市におけるウクライナ避難民支援
時間：午後2時30分～3時30分
場所：アスタセンターコート

②【ワークショップ】光るリングを作ろう
時間：午後3時30分～5時
場所：アスタセンターコート

③平和のリング点灯式
時間：午後5時30分～6時
場所：田無駅北口 平和のリング

❖非核・平和学習会

「世界平和のための日本の役割と私達にできること」をもとに、池内了さんにお話しいただきます。この機会に平和の大切さについて考えてみませんか？

✿ 日付：3月2日(土)
午後2時(1時30分開場)

✿ 場所：コール田無
無料、申込不要、直接会場へ

❖西東京市平和の日

1945(昭和20)年4月12日、田無駅付近が爆撃を受け、多くの方が亡くなりました。市では、4月12日を「西東京市平和の日」と定め、この日を中心に平和の意義を確認し平和意識を高めるため、パネル展示やミニコンサートなどの記念行事を実施しています。

✿ 協働コミュニティ課
☎042-420-2821

新春講演会実施報告

球道即人道～野球から学んだ人生の取り組み方～

宮本 慎也 氏

1月15日(月) 15時30分よりホテルエミシア東京立川において新春講演会を開催しました。早坂委員による司会のもと、紺野事業研修委員長の主催者挨拶、長谷山委員による講師紹介を行った後、講師の宮本 慎也 氏にご登壇頂き、「球道即人道～野球から学んだ人生の取り組み方～」と題した講演をいただきました。

宮本氏の母校PL学園野球部元監督中村順司氏の心の拠りどころにした言葉「球道即人道」とは、グラウンドの中に人間社会の縮図があるという教えである。もっとも尊敬する父母により「野球をやるなら日本一となれ」と育てられ、その後の成功の裏には、普段の生活を律することであると話しされました。

多くの会員及び一般の方に聴講いただき、新年に相応しく会場を明るく笑顔でいっぱいになりました。



宮本 慎也 氏



紺野委員長



司会 早坂委員



講師紹介 長谷山委員



謝辞 熊谷委員



閉会の様子 菊地委員



講演会場の様子

報告

補助金・助成金勉強会

12月14日(木) 東村山法人会館において東京法人会連合会と東村山法人会の共催により「補助金・助成金勉強会」を開催しました。講師に補助金DXサービス「補助金クラウド」の公認会計士細井陽 氏をお迎えし、補助金・助成金の全体像・基礎知識、注目すべき補助金・助成金、自社で使える補助金・助成金の見つけ方・専門家への相談方法などをご説明頂きました。

特に、法人会員であれば、メールや電話で無料補助金相談と補助金申請から受領まで専門家(補助金のプロ)のサポート体制が受けることができます。参加者から「補助金・助成金の理解が深まりました。まず、相談させていただきます」と感想を頂きました。



細井陽 氏



勉強会場

報告

オンライン給与計算実務講座

2月1日(木)～2月21日(水) 視聴期間3週間ならいつでも、どこでも24時間視聴可能な「オンライン給与計算実務講座」を開催しました。給与計算ソフトなら簡単と思われがちですが、実際は労働基準法、社会保険各法、所得税など給与計算と関連する様々な法律に関する基礎知識の理解が必要になります。この講座では、給与支払明細書や源泉徴収票を実際に作成しながら、間違えやすいポイントを事例形式で解説していただきました。講師は税理士及びTAC講師の大里香織 氏が担当しました。



大里香織 氏



オンライン画面

立川都税事務所からのお知らせ - 東京都主税局についてのお知らせ -

にせ都税メール・電話にご注意ください

都税事務所の職員を装って、個人情報や不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班(03-5388-2925)までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。



〈メールによる手口〉

【事例】

- 「あなたは納期限を超過した税金を完納していません。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

〈電話による手口〉

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- 「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- 家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞き取ろうとする。

【事例2】

- 「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- 指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 ☎03-5388-2925

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー



この度、当法人会に入会させて頂きました株式会社カームオンと申します。8年ほど前より東村山市萩山町、栄町にて地

域密着型通所介護施設(デイサービス3か所)を運営させて頂いております。ご利用者は、要介護認定を受けた60代から100代(最高齢は107歳です!)

ご希望により、夕食提供、宿泊も可能な365日24時間営業の施設です。

当施設のモットーは、"大先輩であるご利用者様の意向を最大限に尊重し、衣食住全てにおいて「ダメは言わない!好きなもの、ことを、好きなだけ!」余生を楽しんで頂こう"の掛け声のもと、3施設共に日々笑い声の絶えない運営を行っております。これからも地域に根差した介護支援を微力ながらお手伝い致していきたく、法人会先輩諸氏よりのご指導何卒宜しくお願い申し上げます。



- 法人名 (株)カームオン
- 代表者 阿部 博樹
- 住 所 東村山市萩山町3-14-19
- TEL 042-306-4373
- 支 部 東村山第3支部(正会員)



(mxm) エムアンドエムはSDGsを志し、困窮者を支援するべく立ち上げた企業です。

具体的には、皆の幸せの為に働く方々をSNSを通して世界の皆様に紹介し、その恩恵を「子ども食堂」を通して生活に困窮している方々を支援していきます。

mxm皆でつながろう!



- 法人名 (株)エムアンドエム
- 代表者 武川 仁
- 住 所 東村山市恩多町4-8-6
- TEL 090-9857-4106
- 支 部 東村山第6支部(正会員)



弊社は昭和58年6月に清涼飲料水の自動販売機(主にカップ機)のオーバーホール・設置業務

から事業スタートしました。現在は創業時から培った機械技術・サービスなどのノウハウを生かし、品揃え豊富な清涼飲料水の自動販売機を地域の皆様にご提供するべく、鋭意努力しております。

今後は新分野の事業領域にも積極的にチャレンジし、自販機サービスの提供を通じて、お客様とより良い関係づくり、地域の皆様に信頼される企業を目指してまいります。この目標を実現するため、私たちは、「人」「出会い」を大切にしたい行動を実践してまいります。



- 法人名 ニューオートベンダー(有)
- 代表者 宮崎 洋一
- 住 所 東久留米市幸町2-10-5
- TEL 042-474-1702
- 支 部 東久留米第2支部(正会員)

新入会員紹介

自 令和 5 年 11 月 1 日 ~ 至 令和 5 年 12 月 31 日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電 話 番 号
東村山第2支部(正会員)	東村山市野口町2-22-67	FKプロパティ(株)	福 一広		042-392-8133
東村山第6支部(正会員)	東村山市栄町1-3-60-201	(株)丸清	清水 宏剛	建設業	042-391-2489
東村山第6支部(正会員)	東村山市萩山町3-13-10-1F	(株)キープフィット	古賀 真人		042-313-3227

人とひと

小平第4支部 支部長
有限会社角萬酒店

遠藤 敏夫さん



小平第4支部長をさせて頂いている遠藤敏夫です。
昭和46年、小平市花小金井で酒販店を営む両親のもと長男として昭和病院で生まれました。小中学校は地元で学び、高校大学時代は好きなプロレス観戦をするために毎週のように全国を飛び回っておりました。

大学の就職活動では、家業が酒屋であるため、酒類メーカーや酒類卸問屋などの企業を選ぶことが一般的な道でしたが、家業はその頃には御用聞き酒屋からボランタリーチェーンのコンビニエンスストアに業態転換しており、それならば当時、酒販店からの業態転換の最先端であったコンビニエンスストアのフランチャイズ本部に就職しようと試験を受けました。

数社の内定をもらい、名古屋に本部を置くフランチャイズ本部に入社致しました。入社後2年間は店舗勤務、その後、本来なら店舗を巡回するスーパーバイザーになるのですが、ちょうど東京地区で出店に力を入れ始めていたタイミングもあり、ベテランばかりの店舗開発本部に配属になりました。店舗開発とはフランチャイズ契約を締結する営業部門で、マーケティングリサーチなど立地調査、売上予測を行い、事業計画を作成しその収支を判断頂いて契約して頂く部署です。

年会議所」とボスターを見かけ、青年会議所（JC）について何ですかと聞いたところ、会社の2代目などで運営している若手の経営者の団体だよと聞きました、自宅に帰ってそんな会があるのかと父に話したところ、数日後には時の理事長、専務が来社。熱心な勧誘を受け、その勢いでサラリーマンなのに入会してしまいました。

30歳になる頃、師事していた上司が異動になり、JCでは同年代の仲間が自分の会社で頑張っている姿をみて、自分もそろそろ実家で働こうと退社を決意し、2002年、有限会社角萬酒店に入社致しました。

当時実家はコンビニエンスストア形態でしたが、店舗前の道路拡幅工事のために駐車場がなくなり、コンビニエンスストアとしての運営は厳しい状況でした。フランチャイズ契約を解約し、独自のミニスーパー的な店舗として、商品は市場や問屋へ仕入れに行くスタイルで運営をしておりますが、数年が経ち、せっかく安い商品を仕入れても店舗だけで売れることに限界を感じ、自動販売機で様々なメーカー飲料を売れないかと考え、現在主となる自販機事業を始めました。サラリーマン時代に培った営業やマーケティングリサーチの経験を生かして、自販機の契約を増やしていきました。契約して頂いたお客様はJCの仲間（現在の法人会会員が主です。自

た。部署の中では最年少で営業経験もなかったのですが、当時同行していた上司のアドバイスで、実家が同様に店舗経営しているという経験を切り口に酒販店や他チェーンに訪問して契約を結ぶ営業や他チェーンのM&Aなど貴重な経験もさせて頂きました。

その頃、上司ととあるお米屋さんに訪問した際に「わんぱく相撲・青年会議所（JC）について何ですかと聞いたところ、会社の2代目などで運営している若手の経営者の団体だよと聞きました、自宅に帰ってそんな会があるのかと父に話したところ、数日後には時の理事長、専務が来社。熱心な勧誘を受け、その勢いでサラリーマンなのに入会してしまいました。

30歳になる頃、師事していた上司が異動になり、JCでは同年代の仲間が自分の会社で頑張っている姿をみて、自分もそろそろ実家で働こうと退社を決意し、2002年、有限会社角萬酒店に入社致しました。

当時実家はコンビニエンスストア形態でしたが、店舗前の道路拡幅工事のために駐車場がなくなり、コンビニエンスストアとしての運営は厳しい状況でした。フランチャイズ契約を解約し、独自のミニスーパー的な店舗として、商品は市場や問屋へ仕入れに行くスタイルで運営をしておりますが、数年が経ち、せっかく安い商品を仕入れても店舗だけで売れることに限界を感じ、自動販売機で様々なメーカー飲料を売れないかと考え、現在主となる自販機事業を始めました。サラリーマン時代に培った営業やマーケティングリサーチの経験を生かして、自販機の契約を増やしていきました。契約して頂いたお客様はJCの仲間（現在の法人会会員が主です。自

その後、しばらくして法人会支部の集まりに父の代わりに参加し、当時の吉村さんが会計で会議と取り仕切っていました。小平5支部が吉村支部長になり支部会員も代替わりしてきました。支部では副支部長・支部長、青年部では部長や東法連や三法連の役員も経験させて頂きました。

法人会の支部や青年部もお世話になった地域の方々やJCの仲間が多く在籍しており、40歳を過ぎてからは法人会活動を通して地域社会に貢献できるよう心掛けました。

そしてコロナ禍、今は収束したといわれていますが、生活環境の変化や様々な価格の高騰などコロナ前とは違う厳しい経済状況です。

自販機事業に関しても当時より仕入価格等の高騰などあり、価格訴求できる商品が少なくなっていることは否めません。その中で近々より始めたのが自家製小平産ブルーベリージャムの自動販売機での販売です。当社が持つ経営資源の組み合わせを行い試験的に行っております。

青年部会で行わせて頂いた租税教室とプロレスを組み合わせた租税プロレスも同様の視点で租税教室を多くの人に広めるにはどのような方法が良いか、自分の思い入れのカルチャーとの組み合わせを行い、その事業に地域性を加えることで多くの方々に法人会活動を周知する機会を頂きました。

そのような経験をさせて頂いている法人会、そして今も法人会活動を頑張れるのは地域の皆様のおかげです。

報告 新年賀詞交歓会実施報告

1月15日(月)ホテルエミシア東京立川において「新年賀詞交歓会」を開催しました。大山総務委員長による司会のもと、はじめに1月1日に能登半島で発生しました大地震及び2日に羽田空港で生起しました航空機事故でお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表し、黙祷を捧げました。

村野会長の年頭の挨拶の後、ご多忙な中をご臨席いただいた本橋東村山税務署長、宮本都税事務所小平支所長と管内市長を代表して小林小平市長からご祝辞をいただいた後、三方副署長の「能登地方ガンパロー」のご発声で交歓会が始まりました。余談中、令和5年にご入会いただいた新入会員と東法連福利厚生制度マイスターの紹介と、一言ずつご挨拶いただきました。その後、恒例の「大福引大会」により参加いただいた会員に盛り上がっていただきました。なお、会場にて能登半島地震応援募金を募り、集まった募金は、全国法人会総連合会を通じて、石川県法人会連合会に寄附致しました。



村野会長



本橋東村山税務署長



宮本都税事務所小平支所長



小林小平市長



会長賞当選者



当日で参加いただいた新入会員の皆様



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。

中小企業経営者のもしものときの力になりたい。

創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリズ)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

多摩支社東村山営業所/東京都東村山市米町2-3-2(野澤久米川駅前ビル5F)
TEL 042-397-0861

T&D
T&D保険グループ

法人会行事のご案内

令和6年1月31日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
3/ 1(金)	16:00	第6回広報委員会	法 人 会 館	4/ 4(木)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館
3/ 4(月)	14:00	女性部会役員会	〃	4/ 5(金)	16:00	第1回税制・社会貢献委員会	〃
3/ 5(火)	13:00	決算法人説明会	〃	4/10(水)	16:00	第1回事業研修委員会	〃
3/ 7(木)		生活習慣病予防検診	ハミングホール	4/11(木)	15:00	第1回税務教室	〃
〃	15:30	第5回理事会	法 人 会 館	〃	16:00	第1回総務委員会	〃
3/ 8(金)	13:00	おなやみ相談会	〃	4/12(金)	15:30	第1回組織・厚生委員会	〃
3/12(火)	14:00	第10回税務教室	〃	4/16(火)	14:00	個別融資相談会	〃
3/13(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	〃	4/17(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	〃
〃	13:00	労務個別相談会	〃	〃	19:00/13:30	定額減税説明会	〃
3/19(火)	14:00	個別融資相談会	〃	4/18(木)	13:00	おなやみ相談会	〃
3/21(木)		オンライン決算整理・決算書作成	オ ン ラ イ ン	〃	15:30	第1回理事会	〃
3/27(水)	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館	4/22(月)		青年部会第12回報告会等	〃
3/28(木)	9:30/14:00	インボイス制度説明会	〃	4/26(金)	16:00	第1回広報委員会	〃
4/ 3(火)	13:00	決算法人説明会	〃				

詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

ブロック・支部事業実施報告

小平ブロック 忘年会

12月5日(火) 午後6時より、「東村山法人会50周年記念 小平ブロック親睦忘年会」が小平駅北口「橙や」にて開催されました。担当第3支部の下山副支部長の司会により、担当の植原支部長の開会の辞に始まり、小川ブロック長代表挨拶、大同生命(株)福田所長の来賓挨拶と続き、宇根副ブロック長による乾杯のご発生をいただきました。乾杯後、直ぐに、大いに盛り上がり、和気あいあいの中、今回初参加の新入会員3名の紹介もあり、楽しい時間の中、親睦交流を図ることが出来ました。中締めは来年の担当支部の遠藤第四支部長に締めていただき、閉会となりました。お帰りの際、出席者全員に小平ブロックオリジナル50周年記念グッズをお持ち帰りいただき、散会となりました。



小川ブロック長挨拶



親睦交流会場

中締めは来年の担当支部の遠藤第四支部長に締めていただき、閉会となりました。お帰りの際、出席者全員に小平ブロックオリジナル50周年記念グッズをお持ち帰りいただき、散会となりました。

記 小平第3支部長 植原 政幸

東村山第2支部 研修会

12月19日(火)、福島県のスパリゾートハワイアンズに行ってきました。福島には岬花江さん主催の「岬学園かもめパン工房」があり障害者の社会的自立を目指す施設です。岬さんが、故木村麻美さんの遺志を引き継ぎ「車椅子あーちゃん号を全国に届ける会」を結成し私たち第2支部も賛同しプルタブ収集を始め、支援することに致しました。いわき民報をご覧ください。今回会員相互の懇親もでき、社会貢献に少しでも携わることができ、有意義な研修旅行になったと思います。プルタブ収集を今後も続けて行きます。ご支援して頂いた方々に書面にて御礼申し上げます。



ハワイアンズにて



いわき民報

記 支部長 染矢 一真

小平第2支部 親睦新年会

1月23日(火)、親睦新年会を一橋学園「一龍」にて開催致しました。参加者は30名。第1部の桂右團治師匠の新春落語でお笑いスタート!そして第2部では恒例の協賛ビンゴ大会でさらに盛り上がりました。今年も協賛品が豊富で参加者も大満足。新年から笑いと感動のイベントで親睦を深めました。

記 支部長 林 研志



新春イベント



親睦交流会場

清瀬支部 税制研修会及び 賀詞交歓会

1月29日(月)、清瀬けやきホールにて内野支部長を代表とした合計55名による税制研修会・賀詞交歓会を実施しました。最初に能登半島地震に被災された方々のお見舞いから始まり、東村山税務署三方副署長による税務行政や体験談などとても勉強になる研修会でした。その後、東村山法人会創立50周年記念で青年部会により作成された租税教室DVDを鑑賞しました。

研修後、賀詞交歓会が行われ会員同士の親睦、ならびに今後の支部活動について意見が交わされました。なお、災害義援金を集めて石川県法人会連合会に寄贈しました。



研修状況



親睦交流会場

記 副支部長 狩野 徹



春のどんぶり桜えび

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん



材料:(1人分)

- ・ポイル桜えび……………100g
- ・菜の花……………1束
- ・ゆで卵……………1/2個
- ・すし酢……………大さじ2
- ・いりゴマ……………少々
- ・ごはん……………200g
- ・しょうゆ……………適量
- ・わさび……………適量

作り方

- ① 菜の花を鍋で茹でる。鍋で熱湯を沸かし、小さじ1杯の塩を入れる。菜の花を葉の部分と茎の部分に切り分け、茎の部分の部分を先に鍋に入れ、30秒ほど茹でる。葉の部分を入れさらに30秒茹でる。ざるにあげ、冷水に入れて冷まし、水気をしっかり絞る。5cm程度の長さに切る。
- ② 炊いたご飯にお酢といりゴマを入れて混ぜて酢飯を作る。
- ③ ゆで卵を卵黄と卵白に分け、卵白を適当な大きさにする。
- ④ 丼ぶりに酢飯を盛り、ポイルされた桜えびをかけ、菜の花とゆで卵をのせて完成。
お好みでわさび醤油をかけても美味しいです。

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します!

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。

採用された写真または投稿を掲載させていただきます。

なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)

記事(文書) 200～400字程度 原稿用紙でもワードでも可

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。

